

3 縦覧の場所

上市町役場

富山県告示第7号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和5年1月11日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1670202892	
指定年月日	令和5年1月1日	
申請者	名称	株式会社ABLトラスト
事業所	所在地	高岡市野村1029番地1
	名称	訪問介護えにし
サービスの種類	訪問介護	

事業所番号	1670202918	
指定年月日	令和5年1月1日	
申請者	名称	株式会社ABLトラスト
事業所	所在地	高岡市野村1029番地1
	名称	デイサービスえにし
サービスの種類	通所介護	

事業所番号	1670500857	
指定年月日	令和5年1月1日	
申請者	名称	株式会社TS
事業所	所在地	氷見市大浦10番地3

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月11日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
中新川郡上市町中江上201番4、202番5、203番7、204番8外4筆			中新川郡上市町法音寺1番地	上市町

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年1月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
氷見市神代338番1	田	1,412㎡

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年3月31日	5年	705円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年1月25日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年1月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
魚津市道坂377番	田	1,124m ²

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年3月31日	5年	3,875円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年1月25日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和4年11月及び12月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月11日

富山県監査委員 筱 岡 貞 郎
富山県監査委員 永 森 直 人
富山県監査委員 天 坂 幸 治
富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 県の機関

(1) 監査対象箇所		監 査 年 月 日
交通政策局	交 通 戦 略 企 画 課	令和4年11月22日
同	広 域 交 通 ・ 新 幹 線 政 策 課	令和4年11月22日
同	航 空 政 策 課	令和4年11月22日
経営管理部	首 都 圏 本 部	令和4年11月24日

監査対象箇所				監査年月日				
土木部	管	理	課	令和4年11月9日				
同	道	路	課	令和4年11月8日				
同	河	川	課	令和4年11月8日				
同	砂	防	課	令和4年11月8日				
同	港	湾	課	令和4年11月7日				
同	都	市	計	画	課	令和4年11月7日		
同	営	繕	課	令和4年11月9日				
監査委員	監	査	委	員	事	務	局	令和4年12月27日
公安委員会	総	務	課	令和4年11月2日				
同	警	察	相	談	課	令和4年11月2日		
同	会	計	課	令和4年11月2日				
同	情	報	管	理	課	令和4年11月2日		
同	警	務	課	令和4年11月2日				
同	教	養	課	令和4年11月2日				
同	厚	生	課	令和4年11月2日				
同	監	察	官	室	令和4年11月2日			
同	留	置	管	理	課	令和4年11月2日		
同	生	活	安	全	企	画	課	令和4年11月2日
同	少	年	女	性	安	全	課	令和4年11月2日
同	サイ	バー	犯	罪	対	策	課	令和4年11月2日
同	地	域	企	画	課	令和4年11月2日		
同	通	信	指	令	課	令和4年11月2日		
同	山	岳	安	全	課	令和4年11月2日		
同	刑	事	企	画	課	令和4年11月2日		

監査対象箇所		監 査 年 月 日
公安委員会	捜 査 第 一 課	令和4年11月2日
同	捜 査 第 二 課	令和4年11月2日
同	組 織 犯 罪 対 策 課	令和4年11月2日
同	国 際 捜 査 課	令和4年11月2日
同	鑑 識 課	令和4年11月2日
同	科 学 捜 査 研 究 所	令和4年11月2日
同	交 通 企 画 課	令和4年11月1日
同	交 通 指 導 課	令和4年11月1日
同	交 通 規 制 課	令和4年11月1日
同	運 転 免 許 セ ン タ ー	令和4年11月1日
同	交 通 機 動 隊	令和4年11月1日
同	高 速 道 路 交 通 警 察 隊	令和4年11月1日
同	公 安 課	令和4年11月1日
同	警 備 課	令和4年11月1日
同	機 動 隊	令和4年11月1日
同	警 察 学 校	令和4年11月2日

(注) 天坂監査委員については、地方自治法第 199条の2の規定により、監査委員事務局に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

令和2年度及び令和3年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われて

いると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 収入科目を誤っているものがあった。
- イ 支払が遅延しているものがあった。
- ウ 交通事故による損害が生じた。(2箇所)
- エ 施設管理事故による損害賠償があった。(3箇所)
- オ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあつた。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

	監 査 年 月 日
あいの風とやま鉄道株式会社	令和4年11月21日
富山空港を発展させる会	令和4年12月15日
公立大学法人富山県立大学	令和4年11月16日
認定特定非営利活動法人富山県民ボランティア総合支援センター	令和4年12月14日
公益財団法人富山県体育協会	令和4年11月29日
社会福祉法人射水万葉会	令和4年12月22日
社会福祉法人富山県視覚障害者協会	令和4年12月14日
富山県厚生農業協同組合連合会	令和4年12月21日
一般社団法人富山県薬業連合会	令和4年12月20日
公益財団法人富山県新世紀産業機構	令和4年11月24日
一般財団法人富山会館	令和4年11月24日
富山県中小企業団体中央会	令和4年12月20日
公益社団法人富山県バス協会	令和4年12月16日

監査対象箇所	監 査 年 月 日
一般社団法人富山県農業会議	令和4年12月20日
公益財団法人花と緑の銀行	令和4年11月10日
公益財団法人立山カルデラ砂防博物館	令和4年11月15日
公益財団法人伏木富山港・海王丸財団	令和4年11月25日
伏木富山港港湾運送事業協同組合	令和4年11月30日
公益財団法人富山県民福祉公園	令和4年12月16日

(2) 監査対象年度

令和3年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 現金領収に係る事務処理に誤っているものがあつた。
 - イ 補助対象となっている手当の支払に誤りがあつた。
 - ウ 再委託の承認について、契約書に違反しているものがあつた。
 - エ 支出金額を誤っているものがあつた。
-

